

< 協議Ⅱ >

2025 年 4 月 24 日
第 3 回共済推進県本部代表者会議
自治労共済推進本部

自治労共済推進本部の 2025 年度 事業推進方針・実行計画（案）について

（添付資料 有）

I. 提案の主旨

自治労共済推進本部の 2025 年度事業推進方針と実行計画（案）、および、協議・確認の進め方を確認します。

II. 2025 年度事業推進方針・実行計画（案）について

別冊「自治労共済推進本部 2025 年度事業推進方針・実行計画（案）」をご参照ください。

III. 進め方

1. スケジュール

4 月 3 日	第 15 回企画調整会議	協議
4 月 8 日	第 8 回共済推進委員会事務局会議	協議
4 月 9 日	第 14 回常任代表委員会	協議・確認
4 月 14 日	第 8 回共済推進委員会	協議・確認
4 月 23 日	第 5 回代表委員会	協議・確認
4 月 24 日	第 3 回共済推進県本部代表者会議	協議・確認
4 月 24 日～	< 組織討議開始 >	
4 月 25 日	第 4 回県支部事務局長会議	意見交換
5 月	共済推進県本部・県支部合同会議	協議
6 月 24 日	< 組織討議終了 >	
7 月 1 日	第 20 回企画調整会議	協議
7 月 3 日	第 19 回常任代表委員会	協議・確認
7 月 11 日	第 7 回代表委員会	協議・確認
7 月 14 日	第 11 回共済推進委員会事務局会議	協議
7 月 22 日	第 11 回共済推進委員会	協議・確認
7 月 30 日	第 17 回組合員代表者会議	協議・確認

以 上

2025 年 4 月 24 日
第 3 回共済推進県本部代表者会議
自治労共済推進本部

2025 年度 事業推進方針・実行計画（案）

自治労共済推進本部

<目 次>

I. 取り組みにあたっての基本姿勢	1
II. 2025 年度の事業推進方針・実行計画	1
1. 事業目標達成にむけた取り組みと各種共済制度の推進	1
(1) 事業目標達成にむけた取り組み	1
(2) 各種共済制度の推進	2
2. 事業推進体制の強化・確立	8
(1) 自治労本部と自治労共済推進本部の共同推進の取り組み	8
(2) 自治労県本部と県支部の共同推進の取り組み	10
(3) 各県推進本部と県支部の共同推進の取り組み	11
(4) 単組の推進支援・単組の推進力強化の取り組み	12
3. 共済推進活動の展開	12
(1) 新規採用者対策・若年層対策	12
(2) 未加入者対策・既加入者対策	13
(3) 退職者対策・契約流出防止対策	14
(4) 会計年度任用職員等職員対策	15
(5) 継続募集・スポット募集の取り組み	16
(6) 加入拡大モデル単組の取り組み	16
(7) 産別統合労組の共済統合の取り組み	17
4. 自治労共済推進本部（共済本部・県支部）における推進強化の取り組み	17

※ ここでは、こくみん共済 coop（全労済）の各県の推進本部を「県推進本部」と表記します。

自治労共済推進本部 2025 年度 事業推進方針・実行計画

I. 取り組みにあたっての基本姿勢

1. 加入拡大と事業目標の達成を通じて組合員利益をさらに拡大し、じちろう共済制度の求心力を組織強化・組織拡大につなげるため、自治労と一体となって事業推進活動に取り組みます。
2. 団体生命共済については、新規採用者の「組合と共済の同時加入」の取り組みを早期アプローチによりグループ保険対策につなげます。あわせて継続募集時の推進に一層集中し、家族を含む新規加入の拡大と解約の防止に取り組みます。また、退職者団体生命共済への対象者全員移行をめざします。
3. 全単組において、「新たな共済推進方針」に基づき、「じちろう共済推進マニュアル」に沿った共済推進運動が力強く展開され、共済推進のサイクルが運動のサイクルとともに確立されることをめざし、単組執行部に対する働きかけを強化します。
4. 単組の共済推進運動を強化するため、対面活動の充実をはかるとともに、動画コンテンツやオンラインによる推進手法も活用します。

II. 2025 年度の事業推進方針・実行計画

1. 事業目標達成にむけた取り組みと各種共済制度の推進

(1) 事業目標達成にむけた取り組み

	実行計画										
① <u>2024 年度期末実績見込みをめざす中で、事業目標の達成による、組合員利益のさらなる拡大をめざします。</u>	ア 各事業目標※の達成状況を毎月確認し、必要な追加対策などを検討・実行します。年度末時点の到達目標は、次の通りです。 <table><tr><td>受入共済掛金</td><td>●,●●●●円</td></tr><tr><td>予定付加掛金</td><td>●,●●●●円</td></tr><tr><td>保有総件数</td><td>●,●●●●件</td></tr><tr><td>保有総口数</td><td>●,●●●●口</td></tr><tr><td>新契約総件数</td><td>143,879 件</td></tr></table> ※ 各事業目標は、第 1 次事業目標の設定（4 月末）から第 2 次事業目標の設定（7 月下旬）にかけて精緻化していきます。 イ 事業目標の達成に寄与した県を総代会・組合員代表者会議等の場で表彰します。	受入共済掛金	●,●●●●円	予定付加掛金	●,●●●●円	保有総件数	●,●●●●件	保有総口数	●,●●●●口	新契約総件数	143,879 件
受入共済掛金	●,●●●●円										
予定付加掛金	●,●●●●円										
保有総件数	●,●●●●件										
保有総口数	●,●●●●口										
新契約総件数	143,879 件										

(2) 各種共済制度の推進

事業推進方針	実行計画								
【総合共済】 ① 全単組・全組合員加入に取り組みます。	ア 新契約と保有契約の年度末時点の到達目標を次の通り設定します。 <table border="1" data-bbox="1189 284 1818 373"> <tr> <td>新契約</td><td>36,934 件</td></tr> <tr> <td>保有契約</td><td>759,741 件</td></tr> </table> イ 総合共済未取り組み単組に対し、あらためてじちろう共済運動に取り組む意義とじちろう共済制度の優位性を訴求し、取り組み開始にむけた具体的な協議を進めます。 ウ 総合共済未取り組みの産別統合労組に対しては、産別統合時の自治労本部の方針を踏まえ、協議を進められる単組から協議を進めます。	新契約	36,934 件	保有契約	759,741 件				
新契約	36,934 件								
保有契約	759,741 件								
【団体生命共済・退職者団体生命共済】 ① 「組合と共済の同時加入」の取り組みを強化します。 ② 継続募集時の推進に一層集中し、新規加入の拡大と解約の防止に取り組みます。 ③ <u>社会課題等への支援を目的に実施する「未来応援プロジェクト」の取り組みとあわせて、団体生命共済を組合員の生涯にわたるメイン保障とするための取り組みを進め、年齢層や世帯構成、ライフステージに応じた推進を強化するとともに、配偶者・子どもの加入拡大をはかります。</u> ④ グループ保険が組合員利益と単組の結集力を損なっている実態があることを執行部全体で確認した上で、推進に取り組みます。 ⑤ <u>職場オルグや説明会等を活用して組合員との接点を増やし、すべての年齢層への推進を強化します。</u> ⑥ 退職者団体生命共済への対象者全員移行をめざします。 ⑦ 自治労が「新たな共済推進方針」で掲げた 2026 年度保有件数目標の達成にむけ、本部共済推進委員会・県本部共済推進委員会において状況を共有化し、具体的な対策を講じます。	ア 新契約と保有契約の年度末時点の到達目標を次の通り設定します。 ＜団体生命共済（現職組合員制度）＞ <table border="1" data-bbox="1189 708 1818 798"> <tr> <td>新契約</td><td>12,360 件</td></tr> <tr> <td>保有契約</td><td>287,549 件</td></tr> </table> ＜退職者団体生命共済＞ <table border="1" data-bbox="1189 879 1818 968"> <tr> <td>新契約</td><td>6,468 件</td></tr> <tr> <td>保有契約</td><td>26,216 件</td></tr> </table> イ 新規採用者には、「組合と共済の同時加入」（5 月発効）をめざした説明会等を実施し、申込書の早期全員回収を追求します。 ウ 申込書の早期全員回収にむけ、単組・県本部・県支部・県推進本部が一体となり、積極的に新規採用者へのアプローチを行います。 エ 新規採用者の「組合と共済の同時加入」が実現しなかった単組は、早期加入にむけ、通年で取り組みを実施します。 オ <u>2025 年 6 月以降、本則掛金が適用されることを踏まえ、とりわけ新規採用者には、グループ保険の特徴や勧誘の時期、手法等を把握し、勧誘に後れをとらないタイミングで、団体生命共済の必要性を再確認し推進します。</u>	新契約	12,360 件	保有契約	287,549 件	新契約	6,468 件	保有契約	26,216 件
新契約	12,360 件								
保有契約	287,549 件								
新契約	6,468 件								
保有契約	26,216 件								

事業推進方針	実行計画
	カ 採用 2 年目以降の団体生命共済未加入の若年層に対しては、対象者を明確にした上で、新規採用者と同様の推進を行います。 キ 若年層型を利用する県では、通常メニュー（最低保障額）または若年層型を推進します。 ク すべての推進契機において、単組・県本部・県支部・県推進本部が一体となり、組合員・配偶者・子どもの新規加入の拡大にこれまで以上に注力します。 ケ 「保障額のめやす」「加入のめやす」を活用し、組合員の年齢層や世帯構成、ライフステージに応じた推進活動を展開し、<u>団体生命共済を組合員の生涯にわたるメイン保障とするための取り組みを進めます。</u> コ <u>組合員・配偶者・子どもの新規加入の拡大を通じ、自治労共済推進本部が社会課題に取り組む団体に寄付等による支援を行う「未来応援プロジェクト」を実施することを周知し、単組の推進機運と組合員の加入動機を高めます。</u> サ 退職後の年金のための積み立て保障として、<u>税制適格年金・長期共済</u>をあわせて推進します。 シ 高額化する賠償責任への備えとして、個人賠償責任共済の付帯を推進します。 ス 若年層を中心とするすべての既加入者に対し、あらためて共済に加入していることの意義とじちろう共済の優位性を説明する機会を設け、継続的な加入と解約の未然防止につなげます。 セ <u>職場を完全に離脱する退職者を対象に、退職後の基軸制度である退職者団体生命共済を推進します。再任用等で職場に残る組合員には、現職制度の継続利用を推進します。</u> ソ 退職後のライフプランを考える<u>退職準備世代の組合員を中心に、セカンドライフセミナー等を開催します。この中で、85 歳まで現職中と同じ枠組みで継続可能な制度として、退職者団体生命共済を周知します。</u> タ <u>退職予定者（職場を完全に離脱する退職者）を早期に把握します。また、64 歳以上移行確認リスト等を活用し、再任用期間が終了する退職予定者をはじめとするすべての退職予定者を対象に、本人・家族の退職</u>

事業推進方針	実行計画								
	<u>者団体生命共済</u>への移行加入を推進します。 チ 退職者団体生命共済の推進にあたっては、割戻金等の組合員利益が拡大すること、単組の事務手数料等の組織利益が拡大することを周知します。 ツ 会計年度任用職員等の組合員には、通常メニューの推進を行うことを基本としつつ、賃金水準等で取り組みが困難な場合は、小口型を推進します。								
【<u>税制適格年金・長期共済</u>】 ① 定期遺族保障・定期医療保障の基軸が退職者団体生命共済となったことを踏まえ、将来の生活設計の備えとして、団体生命共済とあわせて推進します。 ② 2026 年 5 月の退職後共済の経過措置の終了を見すえた未加入者の新規加入の促進に取り組みます。あわせて、既加入者の増口に取り組みます。 ③ <u>税制適格年金と長期共済がいずれも安全性の高い貯蓄性制度であることを訴求し、コアな資産形成手段として推進します。</u>	ア 新契約と保有契約の年度末時点の到達目標を次の通り設定します。 ＜税制適格年金＞ <table border="1" data-bbox="1189 579 1821 667"> <tr> <td>新契約</td><td>5,221 件</td></tr> <tr> <td>保有契約</td><td>56,019 件</td></tr> </table> ＜長期共済＞ <table border="1" data-bbox="1189 746 1821 834"> <tr> <td>新契約</td><td>8,565 件</td></tr> <tr> <td>保有契約</td><td>161,380 件</td></tr> </table> イ <u>税制適格年金・長期共済とも、安全性が高い貯蓄性制度であることを、一定の収益性と流動性を兼ね備えていることを訴求し、将来にむけたコアな資産形成手段として推進します。</u> ウ 2026 年 5 月の退職後共済の経過措置終了を見すえ、未加入者には、<u>税制適格年金 5 千円コースまたは長期共済 1 口以上の加入を推進します。</u> エ <u>積立金の目的が年金給付中心となることから、税制適格年金を基軸として推進します。推進にあたっては、積立期間中の節税効果と予定利率、および、年金受給中の予定利率についても訴求します。</u> オ <u>予定利率の優位性に加え、積立期間中は元本割れをしない安全性資産であること、長く積み立てることで返戻率が年々高まっていくことを周知し、団体生命共済とあわせて早期加入を推進します。</u> カ 随時払の活用により資産形成効果がさらに高まることを訴求します。とりわけ再任用を予定している組合員には、退職金を随時払に活用することのメリットを周知します。	新契約	5,221 件	保有契約	56,019 件	新契約	8,565 件	保有契約	161,380 件
新契約	5,221 件								
保有契約	56,019 件								
新契約	8,565 件								
保有契約	161,380 件								

事業推進方針	実行計画								
【マイカー共済・車両損害補償】 ① <u>2025 年 4 月から実施された新制度の変更点や優位性等とあわせて、損害調査業務が改善されたことを周知します。</u> ② 未加入者に対する新規加入の取り組みを強化します。 ③ 既加入者に対する同居家族の自動車の追加加入や車両損害補償の新規付帯・増額の推進を強化します。 ④ 退職を控えた既加入者の継続利用を促進します。 ⑤ 県支部独自のキャンペーンを設定し、実行します。 ⑥ こくみん共済 coop〈全労済〉が実施するキャンペーン・社会貢献活動に積極的に参加します。 ⑦ 単組の事務手数料の維持・拡大のため、マイカー共済保有件数 38 万・車両損害補償付帯率 60.6%を継続的にめざします。 ⑧ <u>団体割引率の維持・拡大をめざし、事故防止の啓発活動を強化するとともに、こくみん共済 coop〈全労済〉本部への働きかけを行っていきます。</u>	ア 新契約と保有契約の年度末時点の到達目標を次の通り設定します。 ＜マイカー共済＞ <table border="1" data-bbox="1189 323 1821 411"> <tr> <td>新契約</td><td>22,728 件</td></tr> <tr> <td>保有契約</td><td>379,528 件</td></tr> </table> ＜車両損害補償＞ <table border="1" data-bbox="1189 491 1821 579"> <tr> <td>新契約</td><td>23,499 件</td></tr> <tr> <td>保有契約</td><td>231,119 件</td></tr> </table> イ 2025 年 4 月から実施された新制度により、弁護士費用等補償特約の適用範囲が拡大され、公務中・公用車使用時も補償対象になったこと、デジタルテクノロジーの活用や業務プロセスの見直しなどにより、損害調査業務が改善されたことなどを周知します。 ウ 団体割引によりさらに割安な掛金が適用されることを踏まえ、掛金見積依頼書の提出促進を強化し、未加入者を中心に掛金や補償の優位性を訴求します。とりわけ単組執行部の未加入者には、「単組執行部見積り強化月間」を各県支部で設定し、掛金見積書の提出を強く促します。 エ 同居の家族にも団体割引が適用されること、退職後も引き続き団体割引が適用されることを周知します。 オ 補償の優位性の訴求に際しては、学習会資料や広報宣伝物を活用し、失職防止・起訴防止の取り組みについて周知します。また、事故防止の啓発活動にも取り組みます。 カ 車両損害補償の推進に際しては、高額化する修理費への備えが必要であることを訴求するとともに、自己負担額の設定やエコノミーワイドを選択肢として提案します。 キ 自転車賠償責任保険への加入義務化が進んでいることを踏まえ、自転車賠償責任補償特約の付帯を推進します。 ク 各県支部で「見積りキャンペーン」「成約キャンペーン」「新規車両付帯キャンペーン」「紹介者キャンペーン」等を設定し、実行します。	新契約	22,728 件	保有契約	379,528 件	新契約	23,499 件	保有契約	231,119 件
新契約	22,728 件								
保有契約	379,528 件								
新契約	23,499 件								
保有契約	231,119 件								

事業推進方針	実行計画								
	ケ こくみん共済 coop〈全労済〉が実施するキャンペーン・社会貢献活動と県支部独自のキャンペーンを効果的に組み合わせ、掛金見積依頼書の提出促進を通じ、実績につなげます。 コ 掛金見積書を提出した未加入者には、現在加入中の保険・共済が満期を迎える前の適切なタイミングでクロージングを行います。 サ 事故防止の啓発活動に取り組むとともに、団体割引率の変動要素を注視します。<u>また、職域生協統括本部を通じ、団体割引率の維持・拡大について、こくみん共済 coop〈全労済〉本部に働きかけを行っていきます。</u>								
【自賠責共済】 ① 組合員の選択肢と利便性を拡大するため、利用可能なルートの拡大と組合員への周知をはかります。 ② 県推進本部と県支部が緊密に連携し、組合員に適切な利用ルートを案内します。	ア 新契約と保有契約の年度末時点の到達目標を次の通り設定します。 <table border="1" data-bbox="1189 579 1821 667"> <tr> <td>新契約</td><td>12,201 件</td></tr> <tr> <td>保有契約</td><td>24,514 件</td></tr> </table> イ 全単組と自賠責共済センターの協定書の締結を進めます。 ウ 県推進本部と県支部が緊密に連携して車検満期情報を活用するなどし、組合員に適切な利用ルートを案内します。 エ <u>次回車検日予測ツール、および、利用ルート別の加入リストを活用し、県本部・単組の執行部に対する働きかけを行います。</u>	新契約	12,201 件	保有契約	24,514 件				
新契約	12,201 件								
保有契約	24,514 件								
【火災共済・自然災害共済】（住まいる共済） ① <u>住まいる共済の優位性を周知し、未加入者の新規加入と既加入者の保障の適正化に取り組めます。</u> ② 「<u>無保障者をなくす取り組み</u>」で<u>取得した見積りに基づく加入推進に取り組めます。</u> ③ 特約の付帯拡大に取り組めます。 ④ 県推進本部と県支部が緊密に連携し、退職者等の契約流出防止に取り組めます。	ア 新契約と保有契約の年度末時点の到達目標を次の通り設定します。 <火災共済> <table border="1" data-bbox="1189 1002 1821 1090"> <tr> <td>新契約</td><td>4,506 件</td></tr> <tr> <td>保有契約</td><td>172,342 件</td></tr> </table> <自然災害共済> <table border="1" data-bbox="1189 1173 1821 1260"> <tr> <td>新契約</td><td>4,279 件</td></tr> <tr> <td>保有契約</td><td>123,557 件</td></tr> </table> イ <u>築年数・使用年数にかかわらず加入できること、台風や地震等の自然災害にも備えられることを周知します。</u> ウ 再取得価額による優位な保障、全損認定基準（焼破損割合 70%）による保障範囲の広さ、<u>築浅割引適用外となる組合員の掛金優位性が増すこ</u>	新契約	4,506 件	保有契約	172,342 件	新契約	4,279 件	保有契約	123,557 件
新契約	4,506 件								
保有契約	172,342 件								
新契約	4,279 件								
保有契約	123,557 件								

事業推進方針	実行計画				
	<u>と、各種特約の必要性等を周知します。</u> エ 新規採用者や若年層組合員には、落雷や盗難等への備えの必要性を訴求し、家財保障を中心に推進します。 オ <u>自然災害共済未加入の組合員、またはエコノミータイプを選択肢している組合員には、ベーシックタイプを推進します。</u> カ 無保障者・保障不足者をなくすため、「住まいる共済未加入者リスト」「火災共済のみ加入者」「自然災害エコノミー付帯者」のリストを活用した推進を行います。 キ 特約の付帯拡大をめざし、「特約未付帯者リスト」を活用した推進を行います。 ク 県推進本部との連携を緊密にし、退職者の契約を確実に継続します。				
【交通災害共済】 ① 団体生命共済の保障を補完する制度として推進します。	ア 新契約と保有契約の年度末時点の到達目標を次の通り設定します。 <table border="1" data-bbox="1189 707 1818 794"> <tr> <td>新契約</td><td>3,432 件</td></tr> <tr> <td>保有契約</td><td>221,877 件</td></tr> </table> イ 幅広い保障が手ごろな掛金で利用できることを周知します。 ウ 年齢・健康状態に関わらず加入できることを周知します。 エ 団体生命共済と組み合わせることで、長引く通院等への備えが充実することを周知します。	新契約	3,432 件	保有契約	221,877 件
新契約	3,432 件				
保有契約	221,877 件				
【親子共済】 ① <u>2025 年 4 月に予定利率が改定されたことを踏まえ、子どものための積立制度の基軸制度として積極的に推進します。</u> ② <u>団体生命共済の子ども加入とあわせて推進します。</u> ③ <u>新規加入の拡大を通じた社会課題等への支援を目的に実施する「未来応援プロジェクト」に取り組みます。</u>	ア 新契約と保有契約の年度末時点の到達目標を次の通り設定します。 <table border="1" data-bbox="1189 1045 1818 1133"> <tr> <td>新契約</td><td>958 件</td></tr> <tr> <td>保有契約</td><td>19,732 件</td></tr> </table> イ <u>年齢等の条件により元本割れするケースがあることを明確にした上で、組合員（親）の死亡・重度障害時の保障が充実している積立制度として、団体生命共済との同時推進を行います。</u> ウ <u>推進にあたっては、必要に応じ、組合員（親）の死亡保障額の見直しを提案します。</u> エ <u>親子共済の新規加入の拡大を通じ、自治労共済推進本部が社会課題に取り組む団体に寄付等による支援を行う「未来応援プロジェクト」を実施</u>	新契約	958 件	保有契約	19,732 件
新契約	958 件				
保有契約	19,732 件				

事業推進方針	実行計画				
	ことを周知し、単組の推進機運と組合員の加入動機を高めます。				
【こども保障満期金付タイプ】 ① 親子共済に加入できない組合員・親子共済に加入したときに元本割れする組合員に対し、制度の案内を行います。	ア 親子共済に加入できない場合や親子共済では元本割れする場合など、こども保障満期金付タイプへの加入を組合員が希望した場合に限って制度の案内を行います。				
【退職後共済】 ① 退職者団体生命共済が退職後制度の基軸制度であることを踏まえ、年金受給を基本に推進します。	ア 新契約（移行）の年度末時点の到達目標を次の通り設定します。 <table border="1"> <tr> <td>新契約（移行）</td><td>2,488 件</td></tr> </table> イ 退職予定者に対し、退職者団体生命共済の推進とあわせて、年金受給のメリットを周知します。 ウ 終身保障を希望する退職予定者には、終身保障を案内します。	新契約（移行）	2,488 件		
新契約（移行）	2,488 件				
【介護保障】 ① 団体生命共済の保障を補完する制度として推進します。	ア 新契約と保有契約の年度末時点の到達目標を次の通り設定します。 <table border="1"> <tr> <td>新契約</td><td>240 件</td></tr> <tr> <td>保有契約</td><td>281 件</td></tr> </table> イ 中高年層の組合員を中心に、介護・死亡・重度障害を組み合わせた終身保障が元本割れなく利用できることを周知します。 ウ 2025 年 4 月の予定利率の改定により、組合員のメリットが拡大されたことを周知します。	新契約	240 件	保有契約	281 件
新契約	240 件				
保有契約	281 件				

2. 事業推進体制の強化・確立

（1）自治労本部と自治労共済推進本部の共同推進の取り組み

事業推進方針	実行計画
① 自治労本部と連携し、本部共済推進委員会を基軸とする共済推進運動を展開します。	ア 本部共済推進委員会を定例的に開催します。このなかで、自治労共済推進本部の事業目標、各種制度の取り扱い等の重要事項を協議し、共済推進方針等に反映します。 イ じちろう全国共済集会を開催します。

事業推進方針	実行計画
	ウ 評議会・青年女性部等の横断組織と連携して共済推進活動を展開します。 エ 本部労働学校等、次なる運動の担い手を育成する場と連携した共済推進活動を展開します。 オ 自治労組合員の保障ニーズを把握し、より良いじちろう共済制度の提供と今後の共済推進運動の強化につなげるため、<u>じちろう共済に関する組合員アンケートを引き続き実施し、分析結果を共有します。</u> カ 抜本改正議論のなかで本部共済推進委員会が掲げた 2026 年度保有件数目標等の到達状況や課題を自治労本部と共有し目標達成に向けて取り組みます。 キ <u>グループ保険の特徴や勧誘の時期、手法等を把握し、各県と情報の共有化を図ります。また情報を踏まえて対応をします。</u> ク <u>新規採用者対策に主眼を置いた「単組執行部むけオンラインセミナー」を開催します。</u> ケ <u>全単組で共済推進運動が一層力強く展開されることをめざし、「じちろう共済推進マニュアル」のさらなる活用を促します。</u> コ 単組が取り扱うじちろう共済制度の利用、および、マイカー共済の団体割引の適用は、「単組の組合員（構成員）であること」が要件であることを踏まえた推進を行います。 サ マイカー共済の団体割引率の維持・拡大にむけた対応をはかります。また、事故防止の啓発活動に取り組むとともに、団体割引率の変動要素を注視します。
② 各県固有の課題を把握・分析し、実効性のある対策を PDCA サイクルで実行します。	ア 自治労本部と共済本部が共同して各県固有の課題を把握します。 イ 各県の課題を分析し、実効性のある対策を協議します。 ウ 各県と時期や実施方法を確認の上、対策を実行します。

(2) 自治労県本部と県支部の共同推進の取り組み

事業推進方針	実行計画
① 自治労県本部と連携し、県本部共済推進委員会を基軸とする共済推進運動を展開します。	ア 県本部共済推進委員会を定例的に開催します。このなかで、自治労共済推進本部の事業目標、各種制度の取り扱い等の重要事項を協議し、自治労県本部の共済推進方針等に反映します。 イ 県別・地連別の共済集会の開催を追求します。 ウ 評議会・青年女性部等の横断組織と連携して共済推進活動を展開します。 エ 県本部労働学校等、次なる運動の担い手を育成する場と連携した共済推進活動を展開します。 オ じちろう共済に関する組合員アンケートの対象となっている県は、自治労組合員の保障ニーズを的確に把握するため、<u>70%以上の回収率をめざして組合員アンケートを実施します。</u> カ 抜本改正議論のなかで県本部共済推進委員会が確認した 2026 年度保有件数目標等の到達状況や課題を確認します。 キ <u>グループ保険の特徴や勧誘の時期や手法等を把握します。また、グループ保険が組合員利益と単組の結集力を損なっている実態があることを執行部全体で共有した上で、団体生命共済の必要性を再確認し、推進に取り組めます。</u> ク <u>新規採用者対策に主眼を置いた自治労本部共済推進委員会主催の「単組執行部むけオンラインセミナー」に参加するよう、広く単組執行部に呼びかけを行います。</u> ケ <u>全単組で共済推進運動が一層力強く展開されることをめざし、「じちろう共済推進マニュアル」を活用した執行部学習会を全単組で開催します。これにあたり、県本部共済推進委員会における学習会を開催します。</u> コ <u>単組が取り扱うじちろう共済制度の利用、および、マイカー共済の団体割引の適用は、「単組の組合員（構成員）」が要件であることを踏まえた推進を行います。</u> サ <u>マイカー共済の団体割引率の維持・拡大にむけ、事故防止の啓発活動に取り組めます。</u>

事業推進方針	実行計画
② 単組固有の課題を把握・分析し、実効性のある対策を PDCA サイクルで実行します。	ア 自治労県本部と県支部が共同して単組固有の課題を把握します。 イ 単組の課題を分析し、実効性のある対策を協議します。 ウ 単組と時期や実施方法を確認の上、対策を実行します。 エ 自治労県本部と単組は、あらためてじちろう共済に取り組む意義を確認します。

(3) 各県推進本部と県支部の共同推進の取り組み

事業推進方針	実行計画
① 学習会を年 1 回以上開催し、すべての共同推進種目の推進力を双方で高めあいます。	ア 学習会のなかで、共同推進の意義やあり方を再確認するとともに、県推進本部の自治労職域に対する理解を深めます。また、すべての共同推進種目に対する推進担当者の理解を深め、双方で推進力を高めあいます。
② 定例推進会議を年 6 回以上開催し、数値目標や共同推進における任務分担・スケジュール・推進手法等を確認します。	ア 定例推進会議で確認した任務分担・スケジュール・推進手法に沿い、共同推進を実行します。 イ 数値目標の達成状況を踏まえ、次なる推進契機の準備を行います。
③ 共同推進の実行状況や好取り組み事例等を共有します。	ア 本部段階で開催される「共同推進に関する役員連絡会議」において、共同推進の全国的な実行状況や課題、好取り組み事例を共有し、全体化をはかります。 イ 地連（統括本部）単位で開催される「統括本部・職域生協統括本部 共同推進に関する事務局会議」を通じ、共同推進の実行状況や課題、好取り組み事例を共有し、意見交換を行います。
④ 県推進本部と県支部の契約管理の役割分担の見直しをはかります。	ア 交通災害共済と住まいる共済の契約管理団体が「県推進本部」と「県支部」に分かれている県では、契約管理団体を「県支部」に一本化できるよう、協議を進めます。 イ 交通災害共済と住まいる共済の契約管理団体の一本化、および、退職予定者にじちろう退職者団体生命共済に交通災害共済と住まいる共済をセットして案内する取り扱いについて、<u>2026 年度以降の課題として協議・検討を進めます。</u>

(4) 単組の推進支援・単組の推進力強化の取り組み

事業推進方針	実行計画
① 単組における共済推進活動を支援します。	ア 自治労本部と共済本部は、単組における共済推進活動に資する動画や広報宣伝物等のツールを作成します。また、わかりやすく使いやすい推進支援ツールと推進資材等を提供します。 イ 県支部は、じちろう共済ネット・ハッピーちゃんネット等に掲載されている推進支援ツールと推進資材等を活用または周知し、単組における共済推進活動を支援します。 ウ 県支部は、県本部・県推進本部と連携し、県独自に作成するツール等を活用または周知し、単組における共済推進活動を支援します。
② 単組執行部の学習会を支援し、単組の共済推進力を強化します。	ア 県支部は、県推進本部と連携し、県本部による単組の執行部学習会を支援します。 イ 「新たな共済推進方針」に基づく共済推進運動が一層力強く展開されるよう、「じちろう共済推進マニュアル」を活用した執行部学習会を全単組で開催します。 ウ 上記取り組みや日常のオルグ活動を通じ、自律的な共済推進力の強化をはかり、単組の共済推進サイクルの確立を支援します。
③ 単組の新任担当者にじちろう共済に取り組む意義を浸透させるとともに、制度理解を促進します。	ア 単組新任担当者を対象とした研修会を開催し、じちろう共済に取り組む意義を浸透させるとともに、制度理解を促進します。
④ 自治労大会に参画し、じちろう共済の優位性や保障の必要性について、単組の理解を促進します。	ア 自治労大会で広報宣伝物等を活用し、じちろう共済の優位性や保障の必要性について単組の理解を促進します。

3. 共済推進活動の展開

(1) 新規採用者対策・若年層対策

事業推進方針	実行計画
① 新規採用者の団体生命共済への早期全員加入をめざします。	ア 全単組において、「新たな共済推進方針」に基づき、「<u>じちろう共済推進マニュアル</u>」に沿った共済推進活動を展開します。 イ 単組・県本部・県推進本部・県支部が共同し、あらかじめ確認した任務分担やスケジュールに基づき、積極的に新規採用者へのアプローチを行

事業推進方針	実行計画
	います。 ウ 新規採用者には、「組合と共済の同時加入」（５月発効）をめざした説明会等を実施し、申込書の早期全員回収を追求します。 エ 新規採用者の「組合と共済の同時加入」が実現しなかった単組は、早期加入にむけ、通年で取り組みを実施します。 オ 若年層型を利用する県では、通常メニュー（最低保障額）または若年層型を推進します。 カ 組織加入単組をめざす単組は、「新規加入構成員を対象とした無審査扱による募集方式」の活用を検討します。 キ 新規採用者対策に主眼を置いた自治労本部共済推進委員会主催の「単組執行部むけオンラインセミナー」に参加するよう、広く単組執行部に呼びかけを行います。 ク 団体生命共済とあわせて、早期に加入することが組合員利益の拡大につながる税制適格年金・長期共済を推進します。 ケ 団体生命共済とあわせて、マイカー共済の制度と掛金の優位性を訴求します。
② 若年層未加入者への団体生命共済の推進を強化します。	ア 採用２年目以降の団体生命共済未加入の若年層に対しては、対象者を明確にした上で、新規採用者と同様の推進を行います。
③ 団体生命共済に加入している新規採用者・若年層組合員に対し、制度の優位性等を時期を捉えて説明します。	ア 団体生命共済に加入している新規採用者・若年層組合員には、加入後、一定期間経過後にあらためて共済に加入していることの意義とじちろう共済の優位性を説明する機会を設け、継続的な加入と解約の未然防止につなげます。

（２）未加入者対策・既加入者対策

事業推進方針	実行計画
① すべての年齢層の未加入者にじちろう共済各制度の推進を行います。また、すべての年齢層の既加入者の確実な継続加入、および、保障のメイン化につながるよう、じちろう共済各制度を年齢層や世帯構成、ライフステージに応じて推進します。	ア じちろう共済の制度ラインナップを広く組合員に周知し、スケールメリットによる優位性や、組合員利益の最大化をめざしていることを訴求します。 イ 「保障額のめやす」「加入のめやす」を活用し、組合員の年齢層や世帯

事業推進方針	実行計画
	構成、ライフステージに応じた推進活動を展開し、<u>団体生命共済を組合員の生涯にわたるメイン保障とするための取り組みを進めるとともに、配偶者・子どもの加入拡大をはかります。</u> ウ 団体生命共済とあわせて、早期に加入することが組合員利益の拡大につながる税制適格年金・長期共済を推進します。 エ 団体生命共済とあわせて、マイカー共済の制度と掛金の優位性を訴求します。 オ <u>住まいる共済の優位性を周知し、未加入者の新規加入と既加入者の保障の適正化に取り組みます。</u>

(3) 退職者対策・契約流出防止対策

事業推進方針	実行計画
① 退職時の解約による契約流出防止をはかるため、再任用期間が終了する退職予定者をはじめとするすべての退職予定者および退職準備世代の組合員を対象に、退職後に利用可能なじちろう共済制度の案内を行います。	ア 64 歳以上移行確認リスト等を活用し、再任用期間が終了する退職予定者をはじめとするすべての退職予定者に対し、退職後に利用可能な制度を案内します。 イ 団体生命共済に加入している退職予定者（職場を完全に離脱する組合員）には、退職者団体生命共済の優位性を訴求し、退職後の継続加入につなげます。 ウ マイカー共済に加入している退職予定者には、退職後の継続利用を案内します。 エ 住まいる共済に加入している退職予定者には、県推進本部と連携し、退職後の継続利用を案内します。 オ <u>退職後のライフプランを考える退職準備世代の組合員を中心に、セカンドライフセミナー等を開催し、退職後に利用可能な各制度の優位性を訴求します。団体生命共済・税制適格年金・長期系共済に未加入の組合員には、新規加入を推進します。</u>
② 在職中の解約による契約流出防止をはかるため、すべての年齢層のじちろう共済利用者に対し、制度の優位性等を時期を捉えて説明します。	ア じちろう共済の制度ラインナップを広く組合員に周知し、スケールメリットによる優位性や、組合員利益の最大化をめざしていることを訴求します。

事業推進方針	実行計画
	イ 団体生命共済に加入している組合員には、あらためて共済に加入していることの意義と制度の優位性を説明し、継続的な加入と解約の未然防止につなげます。 ウ <u>税制適格年金・長期共済</u>に加入している組合員に対しては、積立期間が長期間に及ぶほど有利さが増すことを丁寧に説明します。 エ マイカー共済未利用の組合員には、マイカー共済の制度と掛金の優位性を訴求し、他の制度の解約防止につなげます。

(4) 会計年度任用職員等職員対策

事業推進方針	実行計画
① 会計年度任用職員等の組合員には、自治労方針に沿い、通常メニューまたは小口型メニューの団体生命共済を推進します。	ア 会計年度任用職員等の組合員には、自治労方針に沿い、通常メニューの団体生命共済を推進することを基本としつつ、賃金水準等で取り組みが困難な場合は、小口型メニューを推進します。 イ 団体生命共済の取り組み開始にあたっては、県本部・県支部・県推進本部、および単組または当該団体間で協議を行い、「1 団体 1 メニュー」の原則に沿い、取り組み方針を策定します。 ウ 県支部は、事務処理の研修や手続きの案内等を行い、当該団体の取り組み開始を支援します。 エ 通常メニューと小口型メニューの違いによらず、団体生命共済に加入すれば、<u>税制適格年金・長期共済</u>をあわせて利用できることを組合員に周知します。 オ 単組は、通常メニューと小口型メニューの違いによらず、団体生命共済に取り組むことにより、事務手数料収入によって単組財政の安定化がはかれることを確認します。

(5) 継続募集・スポット募集の取り組み

事業推進方針	実行計画
① 継続募集時の集中的な推進の取り組みにより、全職場・全組合員オルグを追求します。	ア 継続募集時には、単組・県本部・県推進本部・県支部が共同し、あらかじめ確認した任務分担やスケジュールに基づき、説明会や個別相談に対応します。 イ 加入率の低い単組では、単組執行部学習会の強化により、執行部の全員加入をめざします。
② 計画的かつ効果的なスポット募集を実施します。	ア スポット募集時には、単組・県本部・県推進本部・県支部が共同し、あらかじめ確認した任務分担やスケジュールに基づき、説明会や個別相談に対応します。 イ <u>競合先の募集時期等をふまえたスポット募集を実施します。</u> ウ スポット募集実施後は、効果と課題を抽出し、実効性のある対策を協議・確認します。 エ 組織加入県本部・単組においては、「全員加入による助け合いの理念がこれまでの推進努力により実現されていること」や「組織加入の特典」を再確認し、組織加入の維持・強化に注力します。

(6) 加入拡大モデル単組の取り組み

事業推進方針	実行計画
① <u>積極的な加入拡大の実践を通じ、全県・全単組の目標達成をめざします。</u>	ア 新規採用者には、「組合と共済の同時加入」（5月発効）をめざした説明会等を実施し、申込書の早期全員回収を追求します。 イ 実績集約期間が「5月から翌年4月まで」となったことを踏まえ、新規採用者対策の好取り組み事例を早期に捕捉し、共有化をはかります。 ウ 県本部・県推進本部・県支部の集中的な取り組みにより、目標件数と未加入者（とりわけ単組執行部）を紐づけて目標達成をめざします。 エ 計画的かつ効果的なスポット募集を実施します。 オ モデル単組推進費用を効果的に活用します。 カ 県本部・県推進本部・県支部は、単組の執行部学習会の支援を行います。
② 単組の共済推進サイクルの確立をめざします。	ア 上記取り組みや日常のオルグ活動を通じ、自律的な共済推進力の強化を

事業推進方針	実行計画
	はかり、単組の共済推進サイクルの確立を支援します。 イ 加入拡大モデル単組の推進手法等を集会・会議等を通じて広く共有するとともに、<u>全国共済集会にモデル単組分科会を設置し単組間の経験交流をはかります。</u>

(7) 産別統合労組の共済統合の取り組み

事業推進方針	実行計画
① 自治労本部方針に沿い、産別統合労組の共済統合をめざします。	ア 総合共済未取り組みの産別統合労組に対しては、産別統合時の自治労本部の方針を踏まえ、協議を進められる単組から協議を進めます。

4. 自治労共済推進本部（共済本部・県支部）における推進強化の取り組み

事業推進方針	実行計画
① 職域生協統括本部と連携した取り組みを行います。	ア 職域生協統括本部から提案される方針・施策に沿い、各種活動に取り組みます。 イ こくみん共済 coop〈全労済〉本部から組織討議に付される事項については、自治労共済推進本部として意見集約を行い、職域生協統括本部を通じて意見反映を行います。 ウ 職域生協統括本部と連携し、この間、こくみん共済 coop〈全労済〉本部に意見反映を行ってきた意見・要望等の実行状況を確認します。 エ <u>2024 年 11 月に取り扱いを開始したセット共済掛金の口座振替方式の効果と課題を検証します。</u> オ じちろう共済ネット・ハッピーちゃんネットを通じ、推進支援ツールと推進資材の活用促進をはかります。
② 2025 年度始期の県支部職員の配置定数が 2.0 未満となる県支部を支援 県支部と位置づけ、財政、人、業務の支援を実施するとともに、各県に 固有の課題を抽出し、課題の解消をはかります。	ア 財政支援として、小規模県支部支援特別運営費を県支部に支出します。 イ 人的支援として、推進企画を実行するために必要な職員を共済本部から派遣するなどし、推進の強化をはかります。 ウ 業務支援として、作業負荷の高いじちろうマイカー共済の掛金見積り業務、および、申込書の作成業務を共済本部が代行します。

事業推進方針	実行計画
	エ 支援県支部には、共済本部が財政的支援、人的支援、業務支援を実施するとともに、共同推進の実行状況や組織事情を確認するなどして各県固有の課題をより丁寧に抽出・分析し、課題の解消をはかります。
③ 団体生命共済（現職契約）の保有契約が対前年で 300 件以上減少、かつ、減少率が全国平均を上回っている県支部を団体生命共済・重点県支部と位置づけ、各県に固有の課題を抽出し、課題の解消をはかります。	ア 団体生命共済・重点県支部には、共済本部が共同推進の実行状況や組織事情を確認するなどして各県固有の課題をより丁寧に抽出・分析し、課題の解消をはかります。
④ オンライン推進の確立にむけた取り組みを行います。	ア 短時間で閲覧可能な動画の充実化をはかります。 イ オンライン推進に必要な機材や環境の整備をはかります。 ウ <u>2025 年 10 月に契約照会機能等が整備されるマイページ・アプリの利用促進をすすめるとともに、機能拡充については、職域共済としての特性や効果と課題を踏まえた検討をすすめます。</u> エ こくみん共済 coop 〈全労済〉本部のお役立ち DX 戦略の展開を引き続き注視し、職域生協統括本部と連携して必要な対応や意見反映を行います。
⑤ 地連内の連携を強めます。	ア 地連県支部事務局長会議を定例的に開催し、推進の課題、および、課題の解消策を共有します。 イ <u>実務上の課題、および課題の解消策を共有することを目的に、地連担当者会議の開催を検討します。</u>
⑥ 共済本部と県支部の担当者の知識・技能の向上をはかります。	ア 共済本部内部の研修会や各種会議等を通じ、共済本部の担当者の知識と技能の向上をはかります。 イ 県支部の担当者研修会や業務担当者会議等を通じ、県支部の担当者の知識と技能の向上をはかります。

2025 年度推進計画 <付属方針>（案）

Ⅰ. 2025 年度推進計画の位置づけ

「2025 年度推進計画」は、自治労共済推進本部の 2025 年度事業推進方針・実行計画の付属方針と位置づける。

Ⅱ. 2025 年度推進計画

1. 「未来応援プロジェクト（仮称）」の実施

自治労共済推進本部は、共済推進活動を通じて、こくみん共済 coop<全労済>の理念である「豊かで安心して働ける社会」の実現と、社会課題や地域課題への取り組みへの支援を目的に、2025 年 6 月より「未来応援プロジェクト（仮称）」を展開する。

具体的には、団体生命共済（組合員、配偶者、子ども）および親子共済への新規加入 1 件につき 100 円を、自治労共済推進本部から社会課題・地域課題への取り組みを行う団体に対し、寄付などによる支援を行う。

県支部・県本部・単組は、「未来応援プロジェクト（仮称）」を広く組合員に周知し、団体生命共済および親子共済の加入拡大をはかることとする。

なお、「未来応援プロジェクト（仮称）」の詳細内容については今後明らかにする。

2. 団体生命共済および推進契機ごとの取り組み

（1）新採対策の確実な実行

県本部と共同し、早期の新採対策会議の開催と、新採対策用のクリアファイル、生協加入と団体生命共済加入の一体型帳票によるプレ印字加入申込書、申込書添付用の付箋、各種パンフ・チラシ等の広報宣伝物、などのツールを活用し、早期の説明会の開催を行い、「組合と団体生命共済への同時加入」（5 月発効の追求）に取り組むこととする。あわせて、中途採用職員についても、4 月採用職員と同様に早期の説明会の開催と各種ツールを活用した同時加入の取り組みを実施する。

また、先進的・効果的な推進事例については、引き続き共有化をはかることとする。

（2）継続募集期の未加入者対策、家族未加入者対策の実施

継続募集期には、組合員への広報活動や、更新案内の書類やパンフレットの配布、未加入者には未加入者プリントの配布、職場オルグや組合員説明会が展開されるなど、最大の未加入者対策の機会となることから、継続募集期の前には単組担当者会議を開催し、新規・継続募集の取り組み計画と、取組み目標について確認する。

あわせて、配偶者と子どもの保有契約件数の減少も課題になっていることから、家族が助け合いの輪（助け合いの制度）に加わることで「未来応援プロジェクト（仮称）」を通じて社会貢献につながることも訴求し、家族の加入拡大に取り組むこととする。

また、県推進本部とも定例推進会議において共同推進体制を確認し、単組における職場オルグや組合員説明会等への支援を行う。

(3) グループ保険対策

組合員に、じちろう共済制度を伝えきれていないことでグループ保険を選択し、結果として組合員利益を損ねている実態が多く報告されていることから、組合員の保障見直しの取り組みを実施し、「適正保障の加入による組合員利益の最大化」に取り組むこととする。

まずは、県本部共済推進委員会で学習会を開催し、グループ保険への加入が組織の結集力に及ぼす影響や、必要以上の保障を勧められ加入していることで組合員利益を損なっている事例が報告されていることなど課題を確認し、じちろう共済制度の推進の必要性について意思統一をはかることとする。

また、県支部ではグループ保険の募集パンフを入手するよう取り組むとともに、保障内容・保険料の把握と募集時期や発効日などを調査し、対策を検討する。

(4) 2026 年 3 月末退職者対策

公務職場では、2026 年 3 月末は段階的な定年年齢の引き上げにより定年退職者がいない年となることから、県本部や単組におけるセカンドライフセミナー等の開催を通じた早期退職者の把握や、再任用・再雇用終了者を含む職場を離れる退職者への退職後制度への移行案内を確実に実施し、対象者の全員移行に取り組むこととする。

(5) セカンドライフセミナーの開催について

公務職場での定年年齢の引き上げにともなう役職定年者の共済制度利用要件の周知、公的年金以外の「老後資金準備」のための資産運用への組合員の関心の高まりなど、退職準備世代に対するセミナー等の開催について重要性が高まっている。

そのため、50 代以上などを対象とした「セカンドライフセミナー」を県本部・単組で開催し、組合員の退職意向の把握と退職後の制度周知に役立てることとする。

また、セカンドライフセミナーの開催にあたっては、団体生命共済未加入者にも参加を呼びかけ、満 60 歳以下であれば団体生命共済に新規加入できること、団体生命共済に加入することで退職後も 85 歳まで保障を継続できること、満 59 歳以下であれば長期共済に加入できかつ退職金を年金給付で運用可能なこと、などを訴求し加入拡大に取り組むこととする。

あわせて、定年延長にともない定年年齢が段階的に引き上げとなり、退職後の再任用期間が短くなっていくことで退職金を活用した随時払の預け入れ年数が短くなることから、50 代に対する随時払の早期の活用についても訴求する取り組みを行う。

3. 税制適格年金・長期共済

(1) 2026 年 6 月以降の対応を踏まえた長期共済の推進

長期共済に 2026 年 6 月以降に新規加入した場合、退職後共済の終身保障（医療給付・遺族給付）への移行が「有告知・有審査」となることから、県支部・単組では 2026 年 5 月発効までにむかえる継続募集において、長期共済最低 1 口加入に取り組むこととする。

(2) 税制優遇を訴求した税制適格年金の推進

退職後の生命・医療保障の基軸制度はじちろう退職者団体生命共済となったことから、長期共済からの退職後移行は主に年金給付となる。したがって、税制の優遇措置が受けられる税制適格年金を積立制度の主軸として推進をはかることとする。

税制適格年金は、個人年金の仕組みであることから、積み立てから退職後の年金受け取りま

での優位性を訴求し推進をはかることとする。

(3) コアな資産形成手段としての推進

税制適格年金・長期共済は、安全性が高く、収益性・流動性も一定確保されている安定的な資産形成手段であるため「まずはコアな資産形成手段として税制適格年金・長期共済の活用」を組合員に訴求し加入拡大をはかることとする。

あわせて、随時払の優位性を訴求し積極的な活用に取り組むこととする。

4. 親子共済

(1) 予定利率改定の周知と積極推進

2025 年 4 月の予定利率の改定にともない積極推進を再開した親子共済を組合員に周知し、団体生命共済の子ども加入と合わせた加入拡大を行う。

あわせて、「未来応援プロジェクト（仮称）」の周知を通じた、団体生命共済および親子共済の加入拡大をはかることとする。

5. じちろうマイカー共済

(1) 単組執行部見積り強化月間の継続実施

組合員へのマイカー共済の見積り取得を促すためには、まずは単組執行部が自ら見積りを行い、掛金の優位性を実感することが重要である。単年度で単組執行部が交代する単組もあることから、2024 年度に提起した単組執行部見積り強化月間の取り組みを引き続き 2025 年度も県支部の年間計画の中で取り組むこととする。

あわせて、じちろうマイカー共済の制度の最大の特徴である、起訴前からの刑事訴訟費用を負担する弁護士費用補償特約と、労働組合や共済が果たす役割について学習し、「組合員を守る制度と取り組み」を組合員に周知する。

(2) 新規見積りキャンペーン等の実施

各県支部で見積りキャンペーン、成約キャンペーン、新規車両付帯キャンペーンなどを、効果的なタイミングで設定し実行する。

キャンペーンの実施にあたっては、単にチラシ配布に留まらず、モデル的な取り組みを行う単組を設定するなど、組合員周知と見積書の集約について、実効ある取り組みを展開する。

また、県支部の見積り体制が十分でない支援県支部については、共済本部見積りセンターによるスマートフォンを利用した見積作成サービスを活用する。

6. 住まいる共済（火災共済・自然災害共済）

(1) 2025 年度共同推進方針を踏まえた取り組み

2025 年度共同推進方針を踏まえ、2025 年 5 月末までに以下のリストを県支部に提供する。県支部は県推進本部と定例推進会議リストの有効活用に向けた協議を行い、無保障者、保障不足者への取り組みを実施する。

【提供データ】

- ① 総合共済加入データに基づく「住まいる共済未加入者データ」
- ② 火災共済の未加入者、自然災害共済エコノミー付帯者のリストとして「自然災害共済ベシック未加入者リスト」

③ 「特約未付帯者リスト」

(2) 無保障者をなくすための取り組みについて

2024 年度に実施した「無保障者をなくす取り組み」で集約された見積りのうち、新規契約に至っていない見積り情報に基づき、対象となる組合員へのクロージングを実施する。

7. 全労済本部および職域生協統括本部の推進施策の対応

こくみん共済 coop<全労済>や職域生協統括本部の政策的な推進策が提起された場合や、2025 年度上半期の実績を踏まえた下半期の強化策の提起など、年度途中で新たな取り組みを提起する場合がある。その際には、直近の県支部事務局長会議で提起する。

8. 2025 年度研修計画

2025 年度は以下の各種研修を計画的に実施する。

研修内容	開催時期	形態	参加対象
【自治労共済推進本部主催】 県支部新任担当者研修会	2025 年 7 月 24 日 (木)	集合	県支部
【職域生協統括本部主催】★ 中堅・若手職員意見交換会	2025 年 7 月 XX 日 (X)	集合	共済本部 県支部
【自治労共済推進本部主催】 セット契約・給付、マイカー研修会	2025 年 9 月 XX 日 (X)	集合	県支部
【職域生協統括本部主催】★ 新任県支部事務局長・事務局次長研修	2025 年 10 月 XX 日 (X) ※定期外人事異動があれば	集合	県支部
【自治労共済推進本部主催】 県支部事務局長・推進担当者研修会	2025 年 10 月 XX 日 (X)	集合	県支部
【本部共済推進委員会主催】 第 11 回じちろう全国共済集会 (加入拡大モデル単組交流分科会)	2025 年 11 月 17 日 (月) ～18 日 (火)	集合 (東京)	単組
【自治労共済推進本部主催】 2025 年度新任担当者研修会	2025 年 12 月 XX 日 (X) ～XX 日 (X)	集合	単組
【職域生協統括本部（業務検査・コン プラ室）主催】 県支部業務検査担当者研修会	2025 年 11 月 XX 日 (X)	Web	業務検査 担当
【自治労共済推進本部主催】 単組役員向けオンラインセミナー	2026 年 2 月 XX 日 (X) ～3 月 XX 日 (X)	Web	単組
【職域生協統括本部主催】★ 新任県支部事務局長・事務局次長研修	2026 年 4 月 XX 日 (X)	集合	県支部
【職域生協統括本部主催】★ 新入職員研修	2026 年 4 月 XX 日 (X)	集合	共済本部 県支部
【職域生協統括本部主催】★ 異動者（転入者）研修会	2026 年 4 月 XX 日 (X)	集合	共済本部 県支部

★の研修は、職域生協統括本部（人事課）主催もしくは人事課との共同開催であり、開催時期・内容ともに検討中のため変更となる可能性がある。

Ⅲ. 進め方

日付	会議名等	
----	------	--

日付	会議名等	
3月3日	第13回企画調整会議	協議
3月5日	第12回常任代表委員会	協議・確認
3月11日	第7回本部共済推進委員会事務局会議	協議
3月12日	第3回県支部事務局長会議	意見交換
3月17日	第7回本部共済推進委員会	協議・確認

4月以降は、2025年度事業推進方針・実行計画の付属方針として討議を進める。

以 上

2025 年度の支援県支部と重点県支部について【県どまり資料】

1. 2025 年度の支援県支部について

(1) 対象県支部

2025 年度始期の県支部職員の配置定数が 2.0 未満となる次の 15 県支部を支援県支部と位置づけます。

<2025 年度の支援県支部※>

秋田、埼玉、千葉、山梨、石川、福井、静岡、愛知、岐阜、滋賀、京都、奈良、和歌山、岡山、愛媛

※ 2024 年度からの変更は、ありません。

(2) 支援県支部への取り組み

共済本部は、以下の取り組みを行います。

- ① 財政支援として、小規模県支部支援特別運営費を県支部に支出します。
- ② 人的支援として、推進企画を実行するために必要な職員を共済本部から派遣するなどし、推進の強化をはかります。
- ③ 業務支援として、作業負荷の高いじちろうマイカー共済の掛金見積り業務、および、申込書の作成業務を共済本部が代行します。
- ④ 支援県支部には、共済本部が財政的支援、人的支援、業務支援を実施するとともに、共同推進の実行状況や組織事情を確認するなどして各県固有の課題をより丁寧に抽出・分析し、課題の解消をはかります。

2. 団体生命共済・重点県支部について

(1) 対象県支部

直近の実績で団体生命共済（現職契約）の保有契約が対前年で 300 件以上減少、かつ、減少率が全国平均（1.35%）を上回って減少している次の 3 県支部を団体生命共済・重点県支部と位置づけます。

<2025 年度の重点県支部>

北海道（△300 件・△2.78%）、新潟（△340 件・△2.47%）、大阪（△663 件・△3.85%）
--

(2) 重点県支部への取り組み

共済本部は、共同推進の実行状況や組織事情を確認するなどして各県固有の課題をより丁寧に抽出・分析し、課題の解消をはかります。

以 上